

2 総合評価落札方式の概要

我が国の公共事業の入札は、会計法、予算決算及び会計令に基づき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることを基本として実施されてきた。会計法第 29 条の 6、予算決算及び会計令第 91 条には、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる」とされているものの、1 件ごとに大蔵大臣との個別協議が必要とされていたので、実施されてこなかった。一方、価格以外の工期、安全性などを価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入すべきと指摘されていたところ、政府の規制緩和推進 3 カ年計画(平成 10 年 3 月 31 日閣議決定)において、公共工事について平成 10 年度中に総合評価方式の導入を図るべき旨が決定された。その後、公共工事発注機関と大蔵大臣との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(建設省会発第 172 号,平成 12 年 3 月 27 日:以下「包括協議」という。)が通知された。

この協議を受け、本方式によって入札する場合の事務処理の効率化に資するため、前記大蔵大臣との協議を整えた各省各庁の長の定め及び運用上の基本的な事項を手引きとした「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイドライン」という。「3 標準ガイドラインの解説」を参照。)が公共事業関係省庁間において申合わせされ、平成 12 年 9 月 20 日付け通達により各地方整備局宛に通知され、また実施に伴う手続きに係る通達も同日付で通知された。

これらの通達では、包括協議による総合評価落札方式の適用範囲、実施の手続きを示しており、包括協議及び標準ガイドラインにより総合評価落札方式を実施する際には、大蔵大臣(現在の財務大臣)との個別協議は不要である。

なお、本方式の国土交通省の直轄工事への適用に関する詳細については、以下の通達を参照のこと。

- 「総合評価落札方式の実施について」(建設省厚契発第 30 号,平成 12 年 9 月 20 日)
- 「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(建設省厚契第 32 号,建設省技調発第 147 号,建設省営計発第 132 号,平成 12 年 9 月 20 日)
- 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号,国官技第 58 号,国営計第 33 号,平成 14 年 6 月 13 日)

一方、地方公共団体においては、地方自治法施行令の平成 11 年 2 月 17 日一部改正に伴い、同施行令第 167 条の 10 の 2 において「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる」と総合評価落札方式の適用が認められている。

【他関連資料等】

- 「公共工事の品質確保等のための行動指針」（監修 建設大臣官房技術調査室）
- 「発注者責任研究懇談会 中間とりまとめ」（監修 農林水産省構造改善局施工企画調整室・運輸省運輸政策局公共事業調査室・建設大臣官房技術調査室）

以下、本方式の内容及び実施方法等の概要について解説する。詳細については「3 . 標準ガイドラインの解説」以降の解説を参照されたい。

2-1 総合評価落札方式の概要

(1) 方式の考え方

総合評価落札方式は、価格競争型と対となる落札方式の一種であり、技術提案と価格を総合的に評価を行い落札者を決める方式である。技術提案の適否を評価した後に価格競争で入札を行う方法は価格競争型であり、本方式とは異なる。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待される場所である。

本方式は、価格その他が国または当該普通地方公共団体にとって最も有利な価格と提案の申込みを行った者を選定できる方式である。つまり、入札の提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、国または普通地方公共団体の責務を果たすことができる価格と提案を行った者を選定する方式である。

国土交通省では、平成12年度より一般競争入札及び公募型指名競争入札方式における入札時VE方式の一類型として位置付け、総合評価落札方式の試行を行っている。なお入札時VEにおける技術提案の範囲については設計施工提案型と施工提案型がある。

国土交通省における総合評価落札方式の一般的な手続き(入札時VE方式)の流れを以下に示す。

- 通常の施工提案型入札時VEの場合、発注者が想定する標準的な施工方法等を入札説明書等に示し、入札参加を希望する施工業者は予定する技術提案資料を提出する。
- また、設計施工提案型入札時VEの場合、入札参加を希望する施工業者は、発注者が設計図書において参考として示した標準的な設計及び施工方法等に対し、これと異なる設計施工方法等により施工しようとする場合に、その設計施工に係る技術提案資料を提出する。
- 発注者は、提出された技術提案資料を審査し、競争参加資格が認められる者を選定する。
- 競争参加資格が認められた者は価格及び価格以外の要素について入札に応じ、発注者は総合評価を行い、最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方として落札者を決定する。

また、施工者から技術提案を受け付ける設計施工一括発注方式(DB: Design & Build)でも総合評価落札方式の適用が可能とされている。

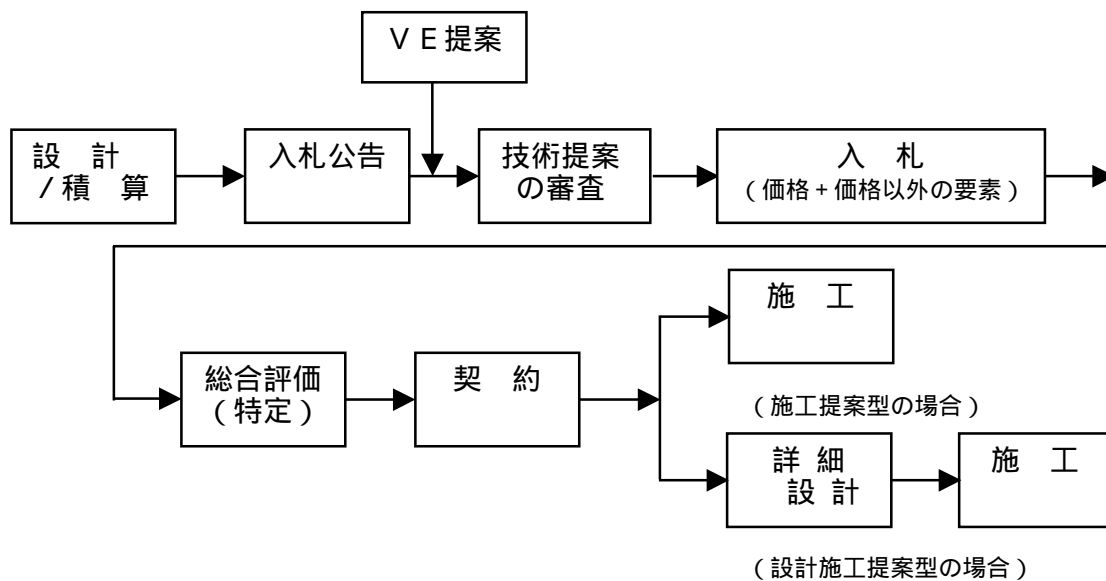


図 2-1 総合評価落札方式の概略フロー

(2) 総合評価の評価項目

総合評価の評価項目となる価格以外の要素として、包括協議では対象事項を限定列挙しており、標準ガイドラインでは対象事項の内容を例示として以下のように示している。なお、包括協議での対象事項が限定列挙であることには注意を要する。すなわち、ここでの事項に該当しない事項についての総合評価の実施は包括協議の枠外である。一方、標準ガイドラインでの例は例示にすぎず、当該例示以外の項目についても包括協議の枠内で実施可能と解釈される。

(包括協議における限定列挙事項)

- ・ 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコスト
- ・ 工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能
- ・ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策

(標準ガイドラインにおける例示)

(a) 総合的なコストに関する事項

ライフサイクルコスト：

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する

その他：

補償費等の支出額等々を評価する

(b) 工事目的物の性能、機能に関する事項

性能・機能：

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を評価する

(c) 社会的要請に関する事項

環境の維持：

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の利害の観点から評価する

交通の確保：

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を国の利害の観点から評価する

特別な安全対策：

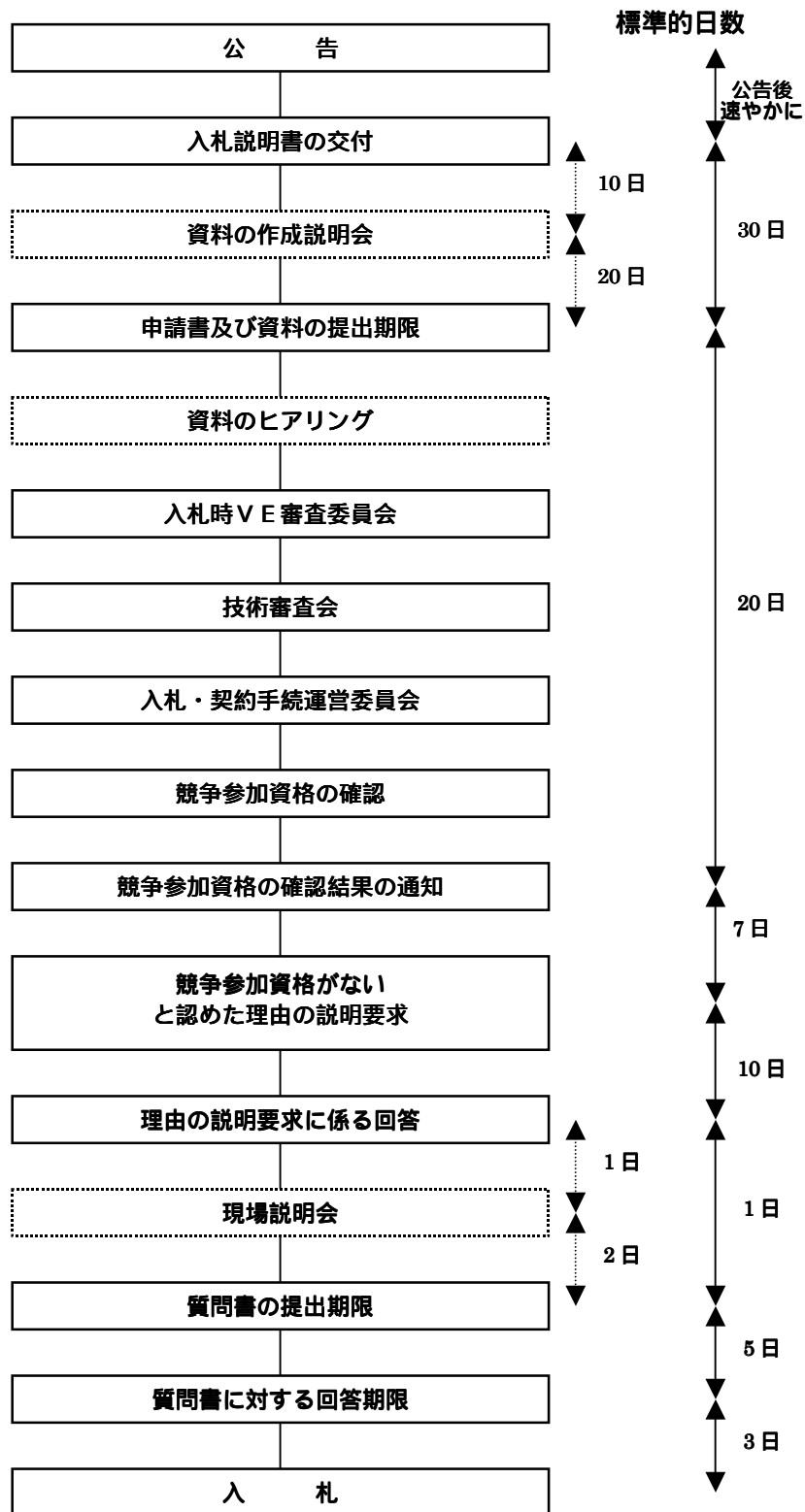
特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する

省資源対策又はリサイクル対策：

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、価格が上位であっても入札の提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、発注者または事業主体者等の責務を果たすことができる項目を選定する必要がある。また、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としないものとする。

総合評価落札方式の標準手続きフローを、図2-2、2-3に示す。なお、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号、平成14年6月13日）により、特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から本省担当課との事前協議は廃止されている。



: 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

図 2-2 国土交通省における総合評価落札方式の標準手続きフロー
(一般競争入札方式の場合)

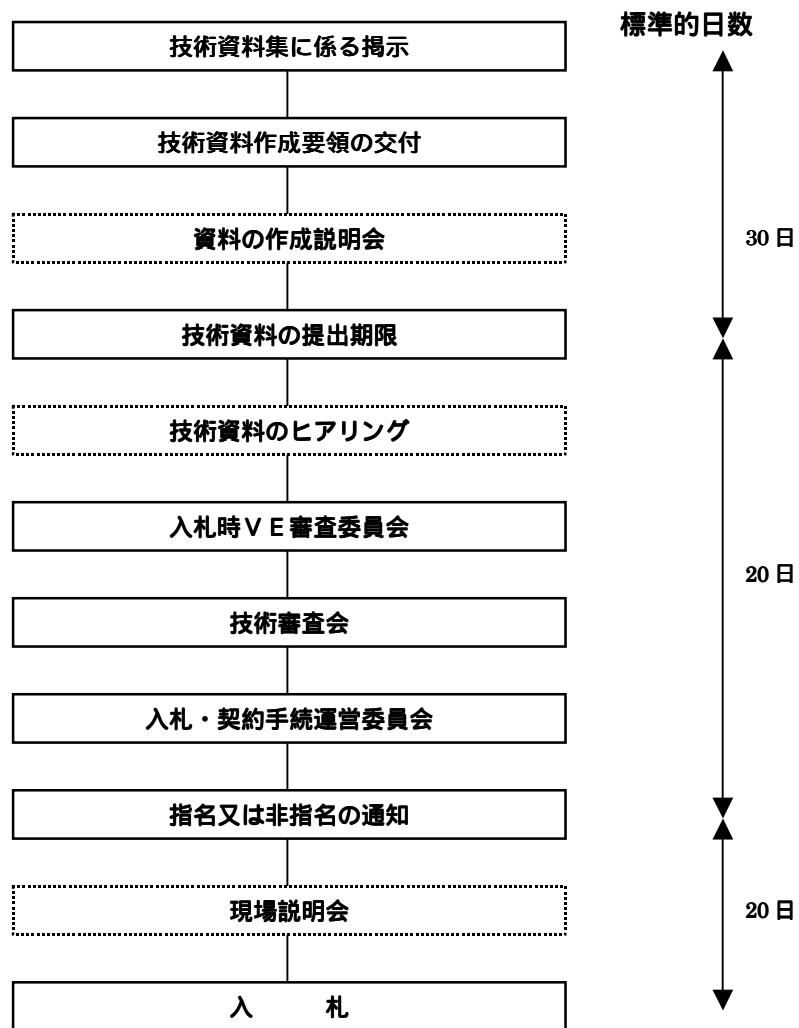


図 2-3 国土交通省における総合評価落札方式の標準手続きフロー
 (公募型指名競争入札方式の場合)

(3) 総合評価の方法

評価の公正さを確保するため、総合評価の基準、最小限満たすべき機能等の評価方法は予め入札公告や入札説明書等において明らかにするとともに、価格競争でなく総合評価落札方式を採用した理由及び結果の公表、非落札者から求められた場合の対応等の説明を行えるようにしておく必要がある。

価格及び価格以外の要素に係る総合評価は、入札者の申込みに係る価格以外の性能等の各評価項目の得点の合計を、当該入札者の入札価格と工事に関連して生ずる補償費等やライフサイクルコストの当該費用(以下、「その他コスト」と言う。)の合計で除して得た数値(以下「評価値」と言う。)をもって行うものであり、基本的な評価値の算定式は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>1. 工事価格と性能等のみを評価する場合：</p> <p>必須評価項目を評価する場合
評価値 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格 【図 2-6 参照】</p> <p>必須以外評価項目のみを評価する場合
評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格 【図 2-7 参照】</p> <p>2. 工事価格とその他コストのみを評価する場合：</p> <p>必須評価項目を評価する場合
評価値 = 100 [基礎点] / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト) 【図 2-8 参照】</p> <p>必須以外評価項目のみを評価する場合
評価値 = 100 [標準点] / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト) 【図 2-9 参照】</p> <p>3. 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合：</p> <p>必須評価項目を評価する場合
評価値 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト) 【図 2-10 ~ 2-12 参照】</p> <p>必須以外評価項目のみを評価する場合
評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト) 【図 2-13 参照】</p> |
|---|

なお、上記において、複数の項目を評価する「3 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合」については、「1 工事価格と性能等のみを評価する場合」及び「2 工事価格とその他コストのみを評価する場合」を組み合わせる場合であり、評価方法が1及び2と比べて複雑である。よって、本編では「1 工事価格と性能等のみを評価する場合」及び「2 工事価格とその他コストのみを評価する場合」を中心として解説を行うこととし、「3 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合」については、必要に応じて解説等を参照されたい。

ここで、算定式に用いられている用語の定義は以下のとおりである。

必須評価項目

発注者が必要に応じて定める技術的要件のうち、評価項目の加算評価に応じ総合評価管理費を計上する評価項目であり、基礎点の状態と目標状態を設定する必要がある。で後述する「基礎点」の状態を示す最低限の要求要件を示す必要があ

り、また総合評価管理費を計上することから貨幣換算を行う必要がある。

必須以外評価項目

評価項目の加算評価だけを行い、総合評価管理費を計上しない評価項目であり、基礎点の状態および目標状態を設定する必要がない。

総合評価管理費

評価項目を加算評価する場合に評価に応じ計上されるコストで、具体的には基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト。

性能等

「性能等」とは、工事目的物の性能、機能、技術等、または工事における環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等のこと。具体的には、前述 P 5 ~ P 6 での「(2) 総合評価の評価項目」における「(b) 工事目的物の性能、機能に関する事項」または「(c) 社会的要請に関する事項」に該当する。

基礎点

「基礎点」とは、必須評価項目の評価において、発注者が定める必須評価項目ごとの「最低限の要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与される点数である。具体的には、性能等を必須評価項目として評価する場合は、最低限の要求要件を含む発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点未満の点数を付与する。ただし、工事価格とその他コストのみを評価する場合においては、基礎点として 100 点を付与する。

総合評価落札方式を適用する場合、この基礎点が与えられた者のみ応札参加資格が認められる。

標準点

平成 14 年 6 月 13 日付けの通達では、「標準点」とは必須以外の評価項目のみの評価において、発注者が定める技術的要件のうち「入札説明書等に記載された要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与されるものであり、具体的には発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点を付与する。

総合評価落札方式を適用する場合、この標準点が与えられた者のみ応札参加資格が認められる。

加算点

「加算点」は、発注者が必要に応じて定める「必須評価項目」または「必須以外評価項目」について、評価に応じて提案者に付与されるものである。必須評価項目に係る加算点については、全ての必須評価項目が目標とする状態を全て満たす状態における加算点の計と基礎点の合計が 100 点となるよう配点する必要がある。

また、平成 14 年 6 月 13 日付けの通達を適用し必須以外評価項目のみを評価する場合は、加算点を 10 点と設定し、工事の内容に応じて加減することとされている。

「基礎点(または標準点)」ならびに「加算点」の評価方法等については、「3

標準ガイドラインの解説」の3-1 (3)を参照のこと。

その他コスト

「その他コスト」とは、工事に関連して生ずる補償費等やライフサイクルコストの当該費用で入札者が工事価格以外に入札書に記載するコストのことであり、具体的には、前述P5での「(2)総合評価の評価項目」における「(a)総合的なコストに関する事項」に該当する。なお、入札者が工事価格以外に入札書に記載するコストについては、入札書に直接当該コストを記載する場合と、当該コストと強い相関のある別の指標で記載する場合がある(例：ライフサイクルコストを評価する時の単位時間当たりの維持管理費、補償費を評価するときの補償期間等)。

(4) 予定価格の算定

総合評価落札方式における予定価格は、発注者が想定している100点の状態を達成するのに必要なコストが相当し、つまり、

予定価格 = 100点の状態のコスト

として算定され、具体的には

- 必須評価項目を評価する場合

予定価格 = 100点の状態を達成するのに必要なコスト

= 目標状態を達成するのに必要なコスト

= 基礎点 + 加算点の満点の状態を達成するのに必要なコスト

- 必須以外評価項目のみを評価する場合

予定価格 = 100点の状態のコスト

= 標準点を与える状態のコスト

となり、それぞれにおいて予定価格の算定方法が異なる。

1) 工事価格と性能等のみを評価する場合

(a) 必須評価項目を評価する場合(図2-6参照)

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格

で算定される。ここで「総合評価管理費」とは「基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト」のことを言う(以下同じ)。

総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて、想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合がある。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図2-7参照)

100点の状態 = 標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト
= 標準案による積算価格

で算定される。

2) 工事価格とその他コストのみを評価する場合

(a) 必須評価項目を評価する場合 (図 2-8 参照)

100 点の状態 = 目標状態 = 基礎点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点が付与される状態のコストから目標状態を達成するのに相当するコスト
= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費は補償費等のその他コストを計上する。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合 (図 2-9 参照)

100 点の状態 = 標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト
= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コストを評価する場合には、このコストは総合評価するために用い、予定価格には含まない。

3) 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合

この場合は前述の 1) 及び 2) を組み合わせた場合である。

(a) 必須評価項目を評価する場合 (図 2-10 ~ 2-12 参照)

この場合には

- ・ 性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須評価項目
- ・ 性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目
- ・ 性能等の評価項目が必須以外評価項目、その他コストが必須評価項目

の場合があり、いずれも

100 点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合で、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト
= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格 + その他コストに係る総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて性能等を必須評価項目として評価し、想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合や補償費等のその他コストを計上する場合がある。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合 (図 2-13 参照)

100 点の状態 = 標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト
= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コストを評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格には含まない。

(5) 落札方式

入札参加予定者に価格及び価格以外の要素をもって申込みをさせ、以下の評価要件に該当する者のうち、上記(3)の総合評価の方法によって得られた数値(「評価値」)の最も高い者を落札者とする。

入札価格(その他コストを必須項目として評価する場合は入札工事価格+その他コスト)が、予定価格の制限の範囲内であること。

技術的要件に係わる提案が、「最低限の要求要件」または、「入札説明書等に示された要求要件」を全て満たしていること、つまり基礎点または標準点が付与されていること。

評価値が、基準評価値を下回っていないこと。

なお、「基準評価値」とは「予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計)を、予定価格(必須以外評価項目として補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値」を指す。

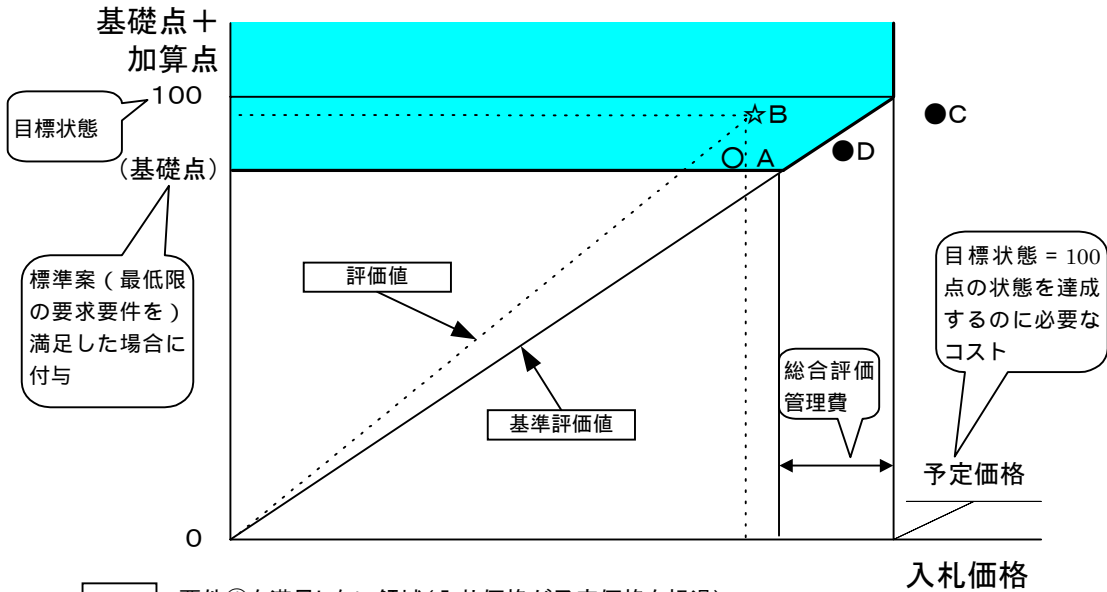
具体的には、次のように算出する。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点} / \text{予定価格}$$

必須以外評価項目として補償費等の支出額等を評価する場合は、

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点} / (\text{予定価格} + \text{その他のコスト}) \quad \text{で算出する。}$$

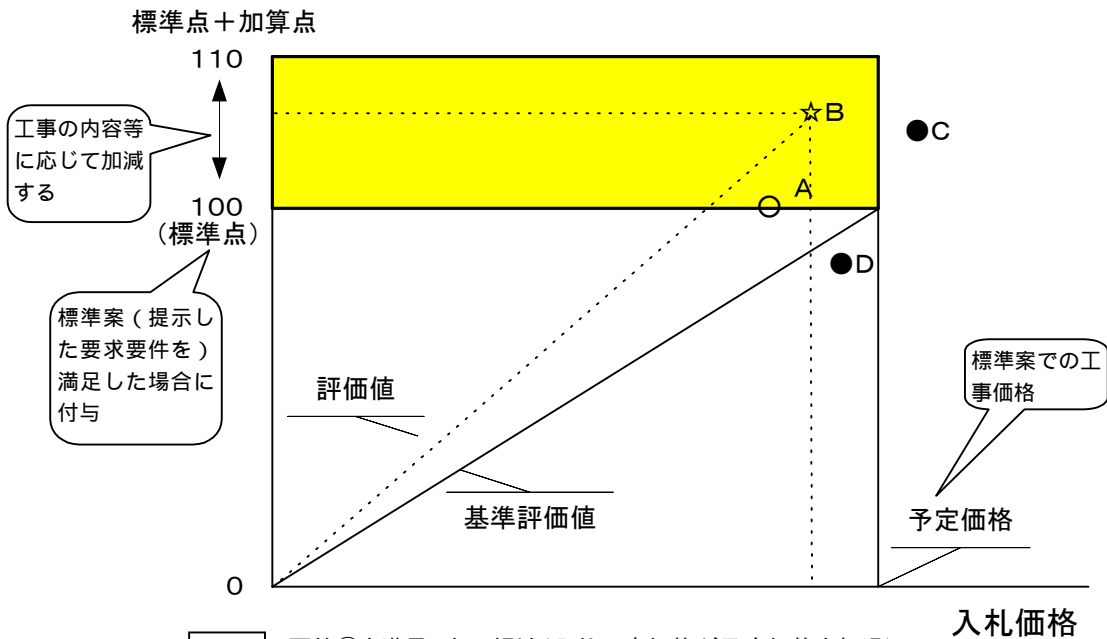
ここで、総合評価落札方式における概念図を図2-4、2-5に示す。



- : 要件①を満足しない領域(入札価格が予定価格を超過)
- : 要件②を満足しない領域(「最低限の要求要件」を満たさない(基礎点が付与されない))
- : 要件③を満足しない領域(基準値が基準評価値を下回る)

例えば、Cは予定価格を超過。Dは基準評価値を下回る。
 Aは基準評価値を上回るが評価値がBを下回る。
 よって、Bが落札者となる。

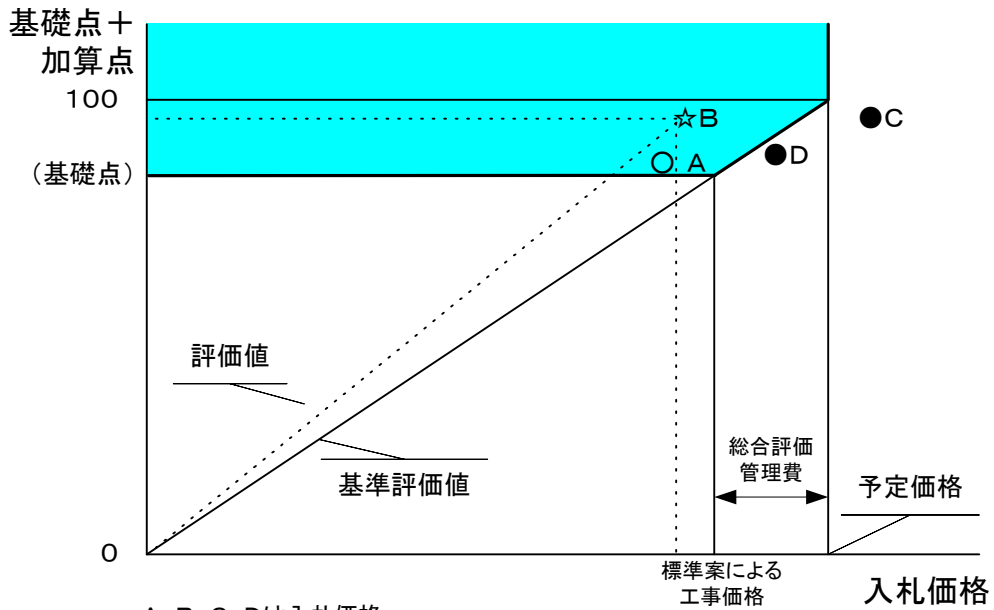
図 2-4 必須評価項目を評価する場合の概念図



- : 要件①を満足しない領域(入札工事価格が予定価格を超過)
- : 要件②を満足しない領域(「入札書説明書等に示された要求要件」を満たさない(標準点が付与されない))

例えば、Cは予定価格を超過。Dは標準点の状態を満たしていない。
 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

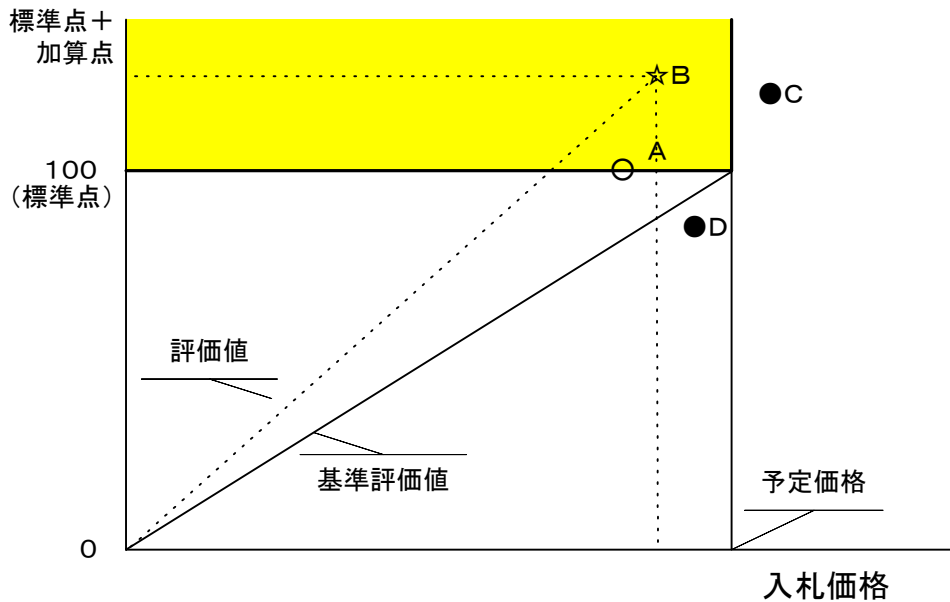
図 2-5 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」
 (国地契第 12 号, 国官技第 58 号, 国営計第 33 号, 平成 14 年 6 月 13 日) により必須
 以外評価項目のみを評価する場合の概念図



A, B, C, Dは入札価格。
 Cは予定価格を超過。Dは基準評価値を下回る。
 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

図 2-6 工事価格と性能のみを評価する場合

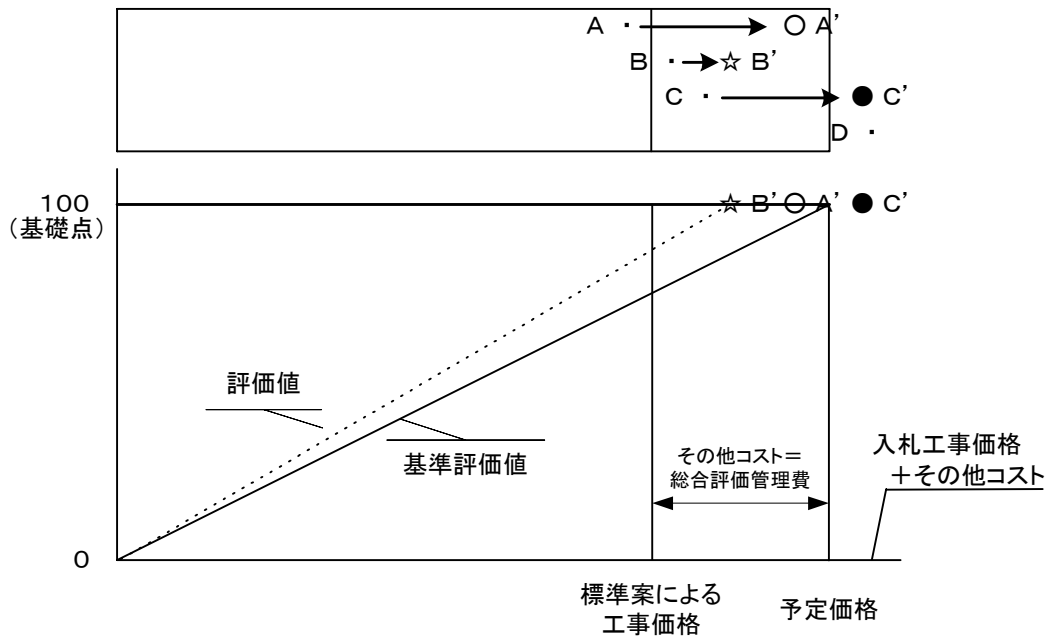
(必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札価格。
 Cは予定価格を超過。Dは標準点の状態を満たしていない。
 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

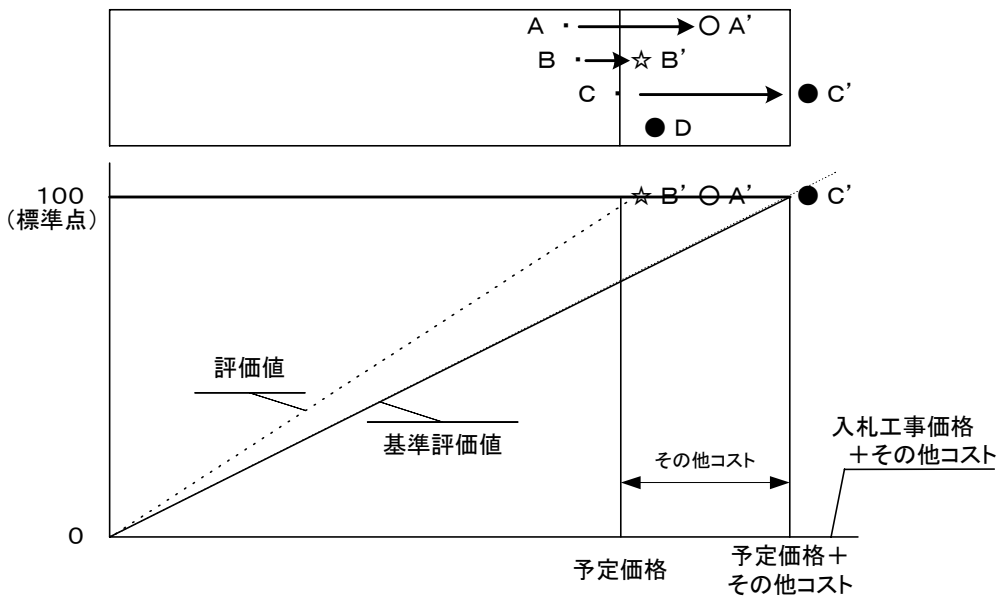
図 2-7 工事価格と性能のみを評価する場合

(必須以外評価項目のみを評価する場合 100 点 = 標準点)



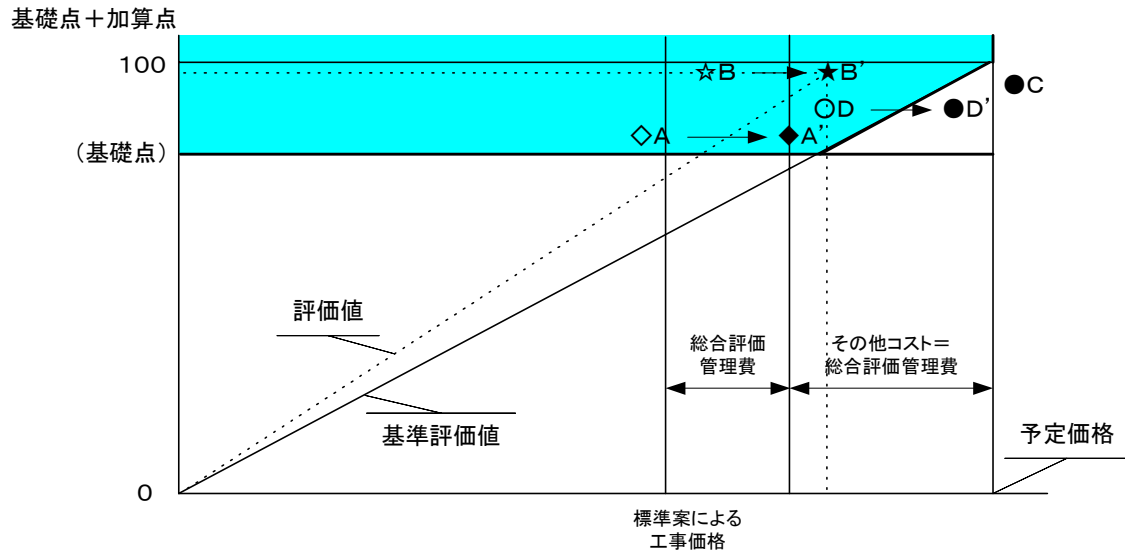
A, B, C, Dは入札工事価格。
 A', B', C'は入札工事価格(図では・で表示)に総合評価管理費としてその他コストをを加算した価格。
 C'は、入札工事価格+総合評価管理費が予定価格を超過。Dは、入札工事価格が予定価格を超過。
 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-8 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合
 (必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100点 = 基礎点)



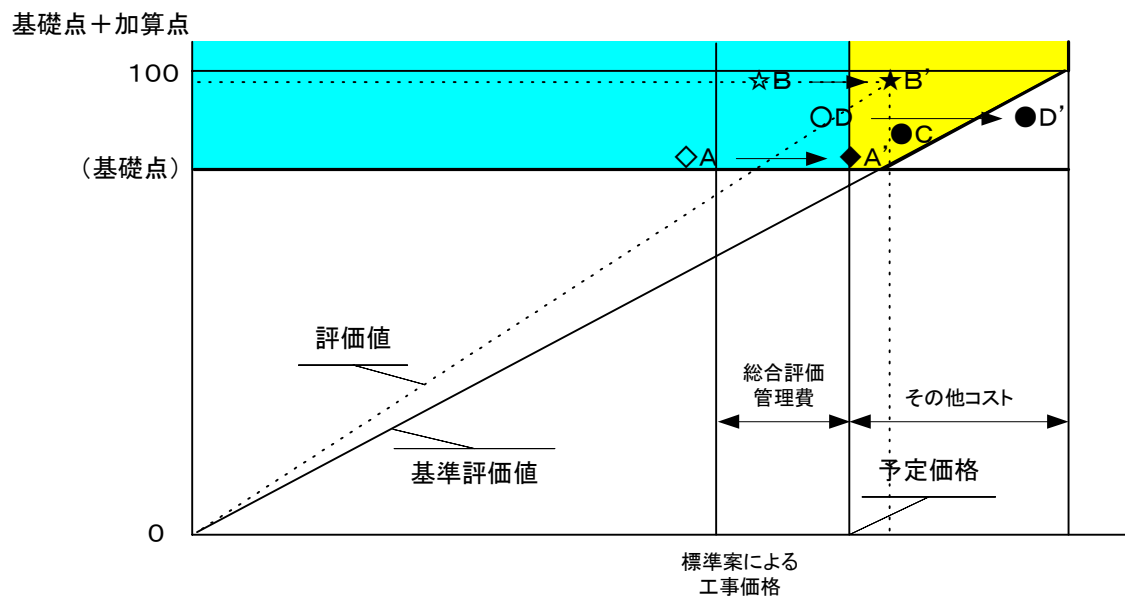
A, B, C, Dは入札工事価格。
 A', B', C'は入札工事価格(図では・で表示)にその他コストを加算した価格。
 Dは、入札工事価格が予定価格を超過。
 C'は、予定価格+その他コストが基準評価値を下回る。
 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-9 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合
 (必須以外評価項目のみを評価する場合 100点 = 標準点)



A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+総合評価管理費(その他コスト)。
 Cは入札工事価格が予定価格を超過。D'は基準評価値を下回る。
 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-10 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合
 (性能等、その他コスト共に必須評価項目の場合 目標状態 = 100点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+その他コスト。
 Cは入札工事価格が予定価格を超過。D'は基準評価値を下回る。
 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-11 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合
 (性能等が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目の場合 目標状態 = 100点 > 基礎点)

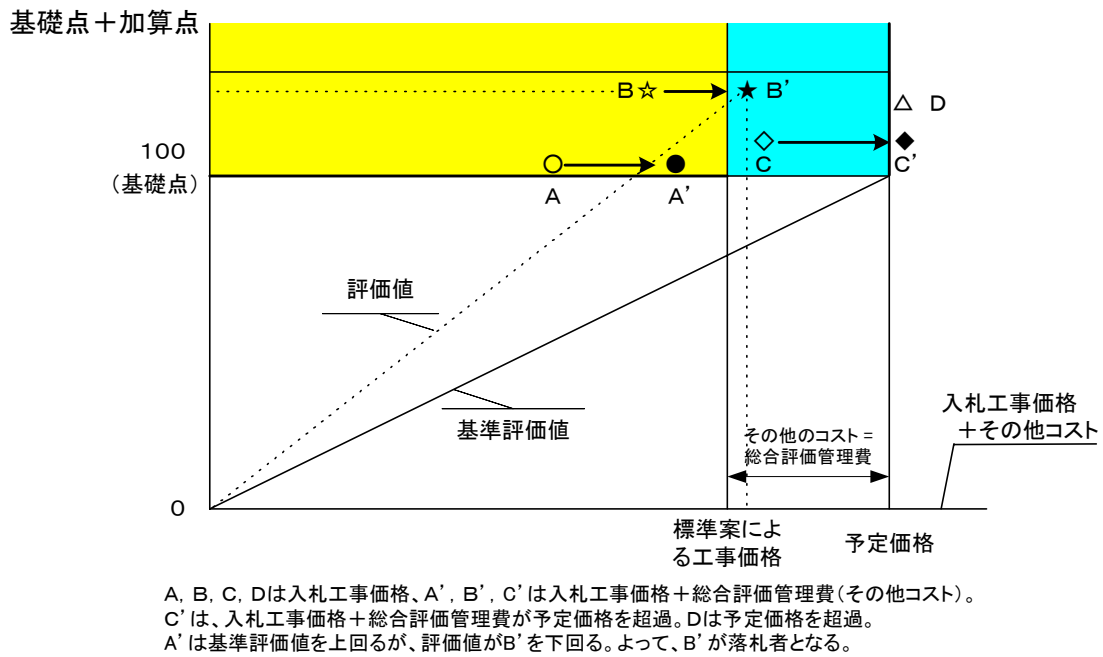


図 2-12 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合

(性能等を必須以外評価項目、その他コストを必須評価項目として評価する場合
目標状態 = 100 点 = 基礎点)

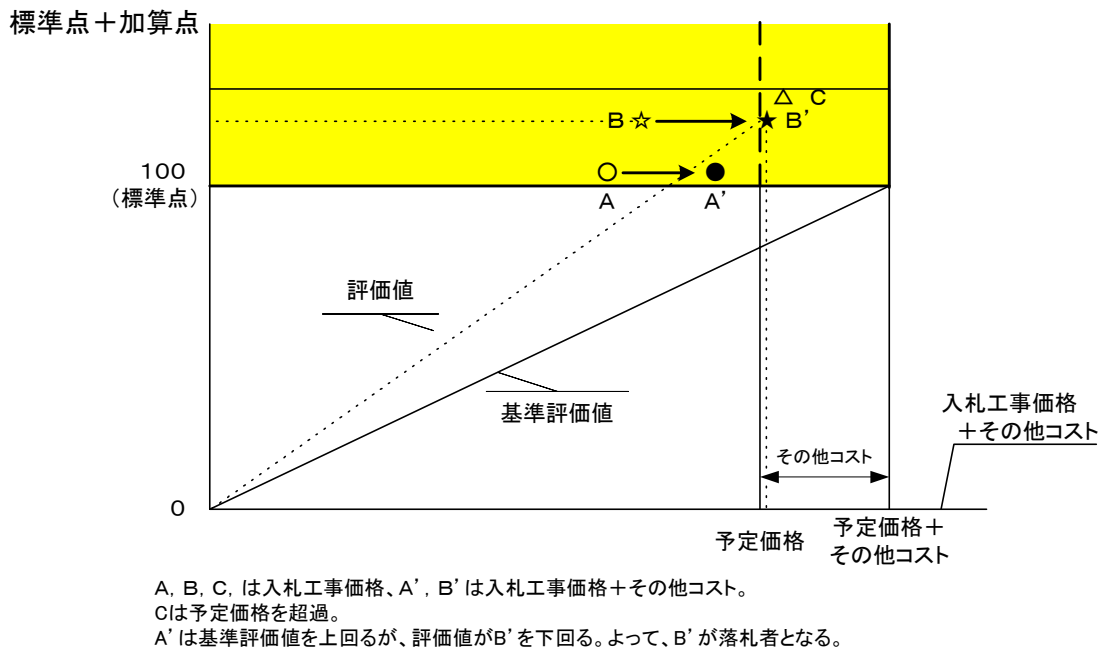


図 2-13 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合

(性能等、その他コストとも必須以外評価項目のみとして評価する場合
100 点 = 標準点)

2-2 総合評価落札方式の試行状況と代表的な事例

(1) 試行状況

国土交通省では、平成 11 年度より公共土木及び営繕工事において総合評価落札方式の試行がなされてきている。平成 11 年度は 2 件の工事（今井 1 号橋撤去工事、五十里ダム施設改良本体工事；いずれも関東地建）において実施された。また、平成 11 年 3 月 27 日に当時の大蔵大臣との包括協議が整ったことから、平成 12 年度はこの包括協議に基づく総合評価落札方式による工事を 6 件実施、さらに平成 13 年度には計 35 件の工事において試行されている。また、電気通信機器の調達に係る総合評価落札方式については、別途実施手法が定められており、平成 7 年から実施されている。

(2) 代表的な試行事例

平成 13 年度までに国土交通省において試行された工事の中から代表的な事例を以下に紹介する。なお、各代表事例における具体的な評価方法等については、本手引き・事例集の「5 総合評価落札方式の試行事例」に示す。

表 2-1 国土交通省における総合評価落札方式の代表事例

No.	工事名	総合評価の項目等
1	工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパーグリーンルーム産学官連携研究棟（仮称）電気設備（受変電）工事	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト 環境の維持：CO₂負荷
2	五十里ダム施設改良本体工事	<ul style="list-style-type: none"> その他コスト：補償費
3	村上舗装修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> 性能・機能：騒音低減効果
4	平井七丁目高規格堤防（H12）工事	<ul style="list-style-type: none"> 環境の維持：騒音
5	雨沼橋上部工工事	<ul style="list-style-type: none"> 環境の維持：自然地の保全
6	南条護岸災害復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> 環境の維持：工事作業面積
7	今井一号橋撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保：通行止め時間
8	佐山トンネル外 2 件改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保：施工日数